

北九州市空家等対策計画及び所有者不明土地対策計画（素案）に対する 市民意見の内容と本市の考え方

1 意見募集期間

令和7年11月4日から令和7年12月3日まで

2 意見募集の結果

提出者 : 1人
提出意見数 : 2件
提出方法 : 電子申請 1人

3 意見の内容と本市の考え方

【意見の内容】

1	全般に関する意見	0件
2	個別の施策に関する意見	0件
3	その他の意見	2件

【意見の反映結果】

①	計画に掲載済み	0件
②	計画に追加・修正あり	0件
③	計画に追加・修正なし	0件
④	その他（参考とするもの）	2件

項目	No	市民意見の内容	本市の考え方	意見 内容	対応 方向
その他の意見	1	内閣府において外国人との秩序ある共生社会の推進政策を推進しており、この中で国土交通省はマンションや住宅、土地取得など所管の範囲で取り組むとしています。空家、空地においても外国人が目をつけ、購入、所有する事案もあり、一部政党では外国人による土地取得制限を望む声も有り、空家等対策における外国人の関与について政府の動向を見ながら取り組みを本市、北九州市でも行っていただきたい。	内閣府の「外国人との秩序ある共生社会推進室」による施策など、今後の政府の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。	3	④
	2	令和の現在においても不動産詐欺いわゆる地面師詐欺事件、不動産投資詐欺、不動産奪取罪事件は跡を絶たず発生しており、指定都市の北九州市も例外なく発生しており、一等地の空家等を悪用した同種事案も予測されることから地方自治体である北九州市ができる範囲での対策を望む。	不動産取引に限らず、契約上のトラブルについては、消費生活センターにおいて消費生活相談員が市民からの相談を受け付けています。また、詐欺と思われる案件については、警察に届け出るように案内するほか、出前講演等で被害に巻き込まれないための情報発信を行うなど、周知啓発に取り組みます。	3	④